

の
広
報

ワシワ

4

2003
No.387



ちっちゃんウニの子どもと格闘中！
～町内中学生による水産振興事業体験学習～

町政執行方針

利尻町長 田島順逸



平成十五年第一回利尻町議会定例会の開会にあたり、本年度の町政執行に関する私の基本的な方針を申し上げ、町議会議員の皆様をはじめ、町民皆様のご理解とご協力をいただきます。また、国内の経済情勢は依然として低迷が続き、不況からの出口が見えない中で、国の構造改革は各分野において推進が図られており、国から地方への税源委譲や地方交付税、補助金のあり方を見直す骨太方針第2弾「三位一体改革」が本格化しようとしています。

こうしたもとで、小規模町村を取り巻く環境は、地方分

権の推進や地方交付税の削減及び市町村合併問題など、財政難と行政課題は山積みし、いまだかつてない厳しい事態を迎えております。

こうした状況下の中で、本町の一層の発展のため、夢と希望をもって町と議会及び町民皆様の英知を結集し、責任と自覚のもと、積極的な行政運営の推進に努め、町民一人ひとりが豊かさを実感できる分権型社会を創り上げることが、現在の社会に求められている重要課題であると思っております。

しかしながら、少子高齢化や若年層の都市部への流出など、過疎化対策はむずかしい状況にあります。これらの解決策として町政各般にわたる限られた町財政の中ではありますが、希望と誇りを持ち、きめ細やかな諸施策の展開を講じてまいります。

一般会計予算をはじめとした平成十五年度予算編成においては、厳しい情勢を強いられておりますが、効率的、効果的な施策の実施と経常経費の削減を図るとともに、「誰もが住んでよかったと思えるふるさと利尻町」をめざし、町政の運営に最善を尽くしてまいります。

なお、本年度も町民皆様や各職場等のご理解、ご協力をいただきながら「声かけ運動」を進めてまいります。心の輪が町内は勿論、町外からの観光客等の皆さんにも、限りなく広がり、共に助け合い、より明るく住み良いまちづくりに寄与できれば幸いと思っております。

本年も、地方分権時代の新たな役割を担う責任を自覚し、多様化する行政需要に 대응するために、次に申し上げる事項について、町民皆様の負託に応えるよう、全力を尽くしてまいります。

町民参加と交流で新時代を支える

まちづくり

▼町財政における歳入の太宗を占める地方交付税は、制度の見直しや国勢調査による人口減等により、ここ数年大幅に減少する一方、自主財源である町税についても経済不況などにより多くの伸びは期待できない等、かつてない厳しい状況にあります。

しをみるとともに、行政組織機構の見直しやIT技術の活用による行政サービスの向上とコストの削減や効率化、そして質素節約を図り、町財政の健全化に努めてまいります。

また、少子高齢化が進行している中で、過疎化に歯止めをかけ、若年層の流出を阻止するためには、基幹産業である漁業の振興、就労の場の確保と定住環境づくりが最も重要であります。

本町においては、少子高齢化社会の進行や、人口の減少に伴う過疎化が進んでおり、地域の活力低下が懸念されますが、限られた財源で充分な効果が得られるよう、計画的かつ効果的な行財政システムを構築していくことが、私も地方自治体に課せられた最も重要な課題であると考えております。

このようなことから、行財政の効率化を進めるため各種施策の一層の取捨選択を行い、財源の計画的、重点的配分に努め、経常費用の節減や見直

このためには、水産業の振興対策により、漁業収入の安定を図り、後継者の確保をはじめ、地場資源を活用した観光事業や商工業の振興、公共事業の確保等、若年定住のための就労の場の確保と魅力ある生活環境整備、保健福祉医療の充実を図るとともに、若年の地元定着やUターン、Iターンを一層促進するため、社会生活環境、交通条件の整備や企業誘致、地場産業の確立等、統合的に進めてまいります。

さらには、市町村合併については、国においては財政的支

援策等優遇措置を盛り込んだ合併特例法の期限が二年後の平成十七年三月となっており、各地で合併についての議論が活発になってきておりますが、町の将来と住民生活に大きな影響を及ぼす問題であり、今後地域住民の皆様と情報を共有するために、住民アンケートや地区懇談会等を開催し意見を拝聴してまいります。

また、町議会議員で構成された「合併問題特別委員会」や庁内管理職員で構成した「合併問題調査検討委員会」の意見等、あらゆる面から検証し、慎重に方向づけをしてまいりたいと考えております。

産業が豊かで 活気に満ちた まちづくり

▼まず、水産業についてですが、わが国の水産業は、本格的な新海洋秩序のもと、周辺海域の水産資源の減少や漁業就業者の減少、高齢化の進行等の厳しい現状に対応するため、国は水産基本法を制定し、また北海道にあっては北海道水産業・漁村振興条例を制定し、その基本的な施策を進めるための推進計画が策定され、本年四月に公表される運びであります。この計画の柱は、適正な資源管理を始め、水産物の安定的な供給や栽培漁業の推進、さらには漁業就業者の確保等が主たるものであります。まさに本町の漁業環境や課題そのものであります。

現在、本町の漁業形態は、

漁船漁業からウニ・コンブの磯付漁業やコンブ養殖漁業が主流であります。漁船漁業の衰退の大きな要因の一つとして、利礼周辺海域における沖合底曳網漁船の操業にあると言っても過言ではなく、資源保護や水産資源の持続的な利用等資源管理の観点から、秩序ある操業が強く求められるものであり、「沿岸と沖底との漁場利用について協議」することを、私共は強く要望してまいりましたが、この度の北海道水産業推進計画に盛り込まれましたのでその動向に注視し、今後とも漁協ともども底曳漁船対策に努力してまいります。

漁船漁業者にあつては、「今一度、海に生きる男としての漁師魂」を奮起させ、また町の支援策も大いに活用していただき、少しでも漁船漁業の振興が図られることを願っておりますし、その振興策として本年度より新たに沓形沖に水産基盤整備事業による魚礁設置事業を実施いたします。

磯付漁業の振興については、

本町の磯付漁業は、ウニ・コンブが主流でありその豊凶が漁家経済に大きく左右することから、今後とも一層積極的に推進していかねければなりません。

ウニ資源については、例年人工種苗生産放流に努めておりますが、申すまでもなく、ウニ人工種苗の生産放流は、つくり育てる栽培漁業そのものであり、放流後の適正な漁場管理が資源保護並びに増産に大きく影響することから、漁業者自らが真剣に漁場管理



中学生による体験学習(ウニ人工種苗放流)

や資源管理等に取り組みることが最も大切でありますので、本年度も両漁協と連携を密に

しながら、漁業者の皆様とともに漁場の活用を図ってまいります。

コンブについては、ウニに並ぶ一方の柱として増産が図られるよう、本年度も引き続き施策の展開を図ってまいります。

また、コンブ養殖事業は、本町の漁業の中で最も安定生産が見込める漁業であります。現在のコンブ養殖業者の経営体数や高齢化を考えたときに、このまま推移すると将来に大きな不安があることもまた事実であります。事業の協同化や新規参入者が就業できる経営体等について早急に取り組むことが必要であり、またコンブの輸入割当制度（IQ制度）の堅持と生産量の増産体制等あわせて漁協関係者とともに取り組んでまいります。

さらには、グループによる導流溝の活用や奨励、後継者及び花嫁対策についても引き続き取り組んでまいります。

▼港湾整備については、沓形港は、国の港湾整備計画に基づき、逐次整備をしております。

平成十五年度より第十次港湾整備七ヶ年計画がスタートいたしますが、本計画では沓形港の新たな役割として、利尻町はもとより利尻島の災害時における防災拠点港としての役割を担うこととし、本年度より耐震岸壁の整備に着手し、より一層の港湾機能の整備に努めてまいります。

また、漁業生産の拠点となる漁港や船揚場については、ほぼ整備が図られましたが、施設のより安全な利用が図られるよう、利用実態等現状を十分把握しながら鋭意努力してまいりますし、海岸保全事業についても、災害から町民や国土を守り、また海岸浸食を防ぐための消波堤や離岸堤の設置について引き続き努力してまいります。

▼次に、商工業及び観光業についてありますが、一旦は回復の兆しも見えた日本経済

ですが、個人消費は依然として低調でありデフレ基調が続く中で、本年も本格的な景気の回復は厳しい状況が見込まれ、本町の商工業には引き続き厳しい状況が予想されることから、商工会を中心として地域と一体となった商工業の振興が必要であります。

今は、激変期であり、今までのようなブランドや知名度だけで購買力を増すことはできなくなっており、消費者は大型店で食品から衣料品まで便利な買い物をするという、型にはまった消費の仕方から離れ、特に若い世代では個性や特色のある商店に流れている傾向にあり、現に都会ではショッピングのシンボルのように観られていた大型店で集客力を落としているところが目立っているようです。

こうしたことをふまえながら、新たな発想のもと消費者のニーズを真摯に受け止め、地域の人たちに支えられ、愛される商店街づくりのため引き続き支援をしていきたいと考えております。

また、暗い経済状況の中で、本町の主力産業であります観光については、各エージェントからの情報によりますと、本年の利尻島観光は引き続き人気があり、集客状況も上々の情報で、特にホテル利尻についても、本年度の宿泊客予約状況は、昨年とほぼ同じ客数ではありますが、一時期に集中した昨年の反省を踏まえ、今年度は旅行エージェントとさらなる連携を図りながら、各月均衡のとれた集客ができるように努めてまいります。

なお、経営にあたっては、本町の観光産業の核をなす施設として、健全経営を図りながら地域経済の活性化に貢献できるよう努め、より一層の味覚の提供と「ようこそ」と温かく迎える真心のこもったおもてなしを徹底してまいります。

また、本年度においては、幸いにも民間資本によるホテルの建設や沓形港売店の計画も順調に進んでいることは、観光の振興にとっても大変明

るい話題であり、大いに期待されるところでもあります。



さらに、従来まで利尻・稚内間を就航していた航空路線については、利用者の低迷や機体の老朽化などにより運航業者の経営が極めて厳しい状況であることから、本年三月末をもって休止されることとなりましたが、平成十一年度から季節運航をしている利尻・新千歳線が本年四月から通年運航されることになりました。

このことは、利尻島にとって地域経済に及ぼす影響の大

きさは勿論であります。観光産業の面においても大きく様変わりすることも予測され、特に閑散期の冬季観光にも波及が期待できるものと思われ

ます。今後本路線が、島民の生活基盤として定着されるよう住民に対して運賃助成を行うなど、安定的な利用促進を図るとともに、地域経済発展の一端を担うことを切望しております。

なおまた、関西空港・利尻間の臨時直行便の運航増便や大型客船も6回にわたって寄港する等、今後の受け入れ態勢の整備に万全を期するとともに、水産業・観光業との連携により地域産業の振興が図られることを願っております。本年度も、商工会、観光協会を始め、関係団体との連携を一層密にし振興策に取り組んでまいります。

▼次に、砕石事業についてありますが、平成十五年度の砕石事業は、国内経済の低迷、北海道開発事業費の減少、地

方公共団体の財政事情による公共工事の抑制情勢に加え、骨材資源の再利用等、取り巻く状況は非常に厳しいものと予測されます。

特に、利礼両島においては公共投資への依存が高いことからその影響は大きく、骨材の需要、販売量の減少を余儀なくされるものと考えており、今後においても骨材需要の好転が厳しい状況から、需要に応じた適正な生産・供給体制の確立、事業の効率的な運営に取り組み、市況の変化に迅速かつ適切に対応できる運営体制の確立を図っていかねばならないと思っております。

これゆえに、事業運営にあたっては経費の節減に努め、より一層事業の安定経営に向けて努力してまいります。

また、原石の安定確保に向けた諸準備に万全を期するとともに各種許認可事務など、骨材の供給に支障のないよう事務・事業の万全な体制を進めてまいります。

さらに、現場管理については、現場環境及び景観対策に

積極的な対応を図り、自然景観の保護、原石採取跡地の修復保全等、景観保護対策を実施するとともに、防塵対策、交通安全対策についても最善の努力を続けるとともに、製品の品質管理の徹底、災害・事故防止等の安全対策に万全を尽し、従業員への安全意識の高揚と健康管理にも配慮しながら、引き続き本年度の生産・販売に最大の努力を払ってまいります。

健やかで 安心して暮らせる まちづくり

▼まず、社会福祉についてありますが、社会福祉の充実・向上については、これまでも町政の重要課題として積極的に取り組んでおりますが、本年度も社会福祉協議会を中心に民生児童委員、自治会、ボランティア団体等とも連携・協調を図りながら益々多様化する住民ニーズに迅速且つ的確に対応するとともに、さらなる充実に努めてまいります。

▼地域福祉につきましては、基本的には前年度を踏襲していきませんが、特に町民一人ひとりが家族や隣人そして地域との絆を大切にしながら連帯意識を高めるとともに福祉思想の普及活動を推進し、共に支え共に助け合っている地域づくりに努めてまいります。



高齢者共同生活施設「友 愛」

▼また、障害者福祉については知的障害者福祉法、児童福祉法の改正により、知的障害者、障害児の福祉サービス利用が制度化されることに伴い、これまでの措置制度から支費制度への変更がなされるとともに、これが平成十五年度から市町村に委譲されること

から利用者へのサービスが後退することのないように、スムーズな委譲に万全を期したいと考えております。

▼身体障害者福祉についても、引き続き医療費助成や補装具の給付等の支援を続けてまいります。

▼また、平成十二年度に創設された一期三年を終了しようとしている介護保険制度につきましては、過去三年間の実績を踏まえ、今後とも介護保険会計の健全な維持はもとより、いつでも、どこでも、誰でも必要な介護が受けられるよう更なる制度充実に努めてまいるとともに、高齢者福祉では在宅介護支援センターを拠点として在宅福祉を基本に各種支援事業を展開し、更なる充実に努めます。

▼児童福祉対策については、昨年度開設しました「子育て支援センター」の充実に努め、育児相談や指導等の事業をこれまで同様、家庭、地域、保

育所、学校との連携により推進するとともに、児童虐待防止ネットワーク会議を設置し児童虐待の未然防止や早期発見に努めたいと思っております。



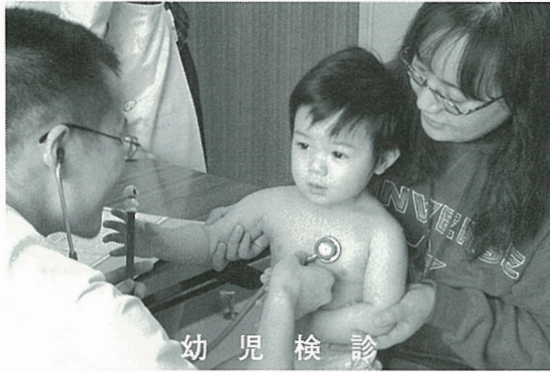
▼なお、開設から本年度で十年の佳節を迎える特別養護老人ホームについては、入所者が住み慣れた郷土で、健康で安心して、心豊かに老後を送っていただくためにも、家庭的な心のこもったお世話の徹底と、さらに質の高いサービスの向上に努めてまいりますとともに、引き続き在宅福祉やデイサービス機能の充実に努め、入所者それぞれに合わせた生活に対応すべく環境

整備は勿論のこと、職員の教育、介護研修等により資質の向上に努め、入所者が楽しく、生きがいを求められ、また地域からも常に身近な施設として親しまれるよう、管理運営に万全を期してまいります。

▼保健衛生・国民健康保険事業については、平成十四年度において策定される「健康らしり21」を指針にして、保健推進員の皆さんの協力を得ながら、より地域に密着した保健指導活動を展開するとともに、医療費増高の抑制にもつながる疾病予防活動との連携も図りながら、国保制度の周知等により町民多数の参加を頂いて、町民の健康づくりを図り、各種補助金の確保や国保税の収納率向上により、国民健康保険事業の安定運営に努めてまいります。

▼次に、医療対策についてですが、利尻島国保中央病院は、利尻島の基幹病院として、医療を取りまく環境の変化に対応しながら、医療供給体制を

確立し、島民の健康増進と生命を守り信頼と期待に応えるべく、新体制のもと、島民の医療ニーズに対応し、安心して医療がうけられるよう、万全の体制で取り組んでまいります。



▼歯科診療につきましても、現在、町内の2ヶ所の民間診療所により住民対応しておりますが、今後とも医師の配置や出前診療等関係機関と連携を密にし、診療体制の充実に努めてまいります。

▼さらに国民年金業務については、将来町民が年金受給時

に不都合が発生しないように国民年金加入の指導・相談はじめ適切な事務執行に努めてまいります。

▼また、清掃業務については、日常の円滑な運営はもとより、ごみの分別、減量、再利用等についても検討を深めるとともに、地域の環境維持のためにも、自動車の投棄防止の徹底や廃屋の整理についても取り組んでまいります。

▼次に、交通安全について申し上げます。

自動車交通は、今や国民生活や産業活動に欠かせないものとなつていますが、同時に交通事故等深刻な問題を発生させております。

そういった状況の中で、北海道は十一年連続して交通事故死ワーストワンという不名誉な記録を続けており、依然として厳しい交通情勢にあります。

幸い本町では、住民総ぐるみの交通安全対策の取り組みにより交通事故が減少してお



り、平成十四年においては、町内での交通事故死亡事故はもとより町内住民が他の市町村においても交通事故死亡事故を起こさないという立派な成果を上げ、先般、北海道知事より感謝状が付与されたところであります。

また、来る三月十九日には「交通事故死ゼロ五〇〇日」達成の予定であり、さらに、一〇〇〇日達成に向けて関係機関や団体等とより一層連携を深め、家庭ぐるみ、職場ぐるみ、地域ぐるみで交通事故

防止にねばり強く取り組む所存でありますので、町民皆様のご理解とご協力を賜り、今後とも一層のご支援をいただきますようお願いいたします。

▼次に防災・消防対策であります。本町は離島という地理的条件の中で、海岸線に沿って住家が連帯していることから、津波や高潮等により住民の生命財産に多大な影響を及ぼすことが予想されることから、防災行政無線の活用や防災訓練の実施等により防災意識の高揚を図るとも



に、町内自治会組織等と連携し自主防災の組織化についても取り組み、防災対策に万全を期してまいります。

また、防災思想の普及強化や火災の未然防止のための予防査察の徹底、特に火災から高齢者を守るなど、なおまた、高齢化の進行等により増加する救急業務に対応するため、救急救命士の育成等、職員の資質向上にも努めてまいります。

豊かな自然を生かした うるおいのある まちづくり

▼まず、道路については、本町の道路は、島内を循環する幹線道路の道道と生活路線的役割を果たす町道で構成されており、町民生活の向上と生産基盤、産業の振興、地域経済の発展に大きな役割を果たしております。

近年、観光・工事関係車両等の交通量の増加、大型化に伴い、安全で快適な道路機能

の充実と地域発展に資するため、さらに整備を必要とされているところも見受けられることから、引き続き道路の改良整備を計画的に進めてまいります。

なお、本年度の町道改良事業として元村5号線、新湊3号線の新規着工のほか、継続事業として政泊8号線の3路線を実施いたします。

また、道、町単独事業の道路維持補修事業についても、緊急性や重要性を勘案し整備に努め、更に冬期間の交通確保のため除排雪事業にも万全を期するとともに、除雪専用車の更新も予定しております。

住宅については、健康で文化的な生活を営むうえで、欠くことのできない基盤となる重要な施設であることから、本年度においては、公営住宅ストック総合改善事業により住戸改善工事に着手し、トイレの水洗化を実施するほか、既存の公営住宅、特定公共賃貸住宅の管理に支障がないよう、維持補修についても計画的に整備を進めてまいります。

▼次に、簡易水道・下水道についてですが、まず簡易水道については、本年度も水資源が安全で安定した供給を基本方針に、本年度より仙法志簡易水道施設の老朽化している電気計装、配水管等の改良事業を5箇年計画の予定で着工し、水道施設並びにこれら周辺的环境保持に努め、杳形・仙法志両簡易水道施設の維持管理に万全を期してまいります。



下水道終末処理場

▼下水道についても、本町は、海・山・緑をもつ豊かな自然環境に恵まれた観光地でもあり、この豊かな自然環境を大切に守り、次の世代に伝えていくためにも、生活環境の向

上、浸水の防止、海域の水質保全など多様な機能を有した施設整備は重要であることから、杳形地区においては、終末処理場をはじめとする下水道施設の管理・運営について万全を期してまいりますとにも未施工区間の管渠布設整備を引き続き実施してまいりますし、下水道の加入促進のため、引き続き町の各種制度を有効に活用し、一戸でも多くの加入促進が図れるようPRや普及に努めてまいります。

さらに、仙法志地区については、本年度末の一部供用開始に向けて、引き続き管渠布設と終末処理場の整備を交通事故や災害防止並びに住民生活へ配慮するなど、現場管理に万全を期しながら進めてまいります。

▼次に、治山・治水についてですが、豪雨時や融雪期の異常出水等は、河川の浸食や土砂の流出等をもたらし、人家や水産資源への損害を引き起こすような大きな災害を防止するため、治山・治水・急傾斜地対策が必要であることから、引き続き関係機関へ積極的に要請を続けるとともに、町としても計画的な事業の実施と、土砂流出時における迅速かつ、的確な対応を今後とも努力してまいります。

緑の環境づくりについては、森林は、水源の涵養や水質浄化の働きをはじめ、土砂崩れ等の災害防止、空気の浄化、そして自然豊かな観光資源など様々な働きや役割により、私たちの暮らしに限りない恩恵をもたらしており、水産資源の生息環境にも大きく貢献しているところであります。

こうした公益的機能をより充実確保するためには、長期的展望にたった森林の整備と、適切な維持管理が必要であることから、本年度は、流域公益保全林整備事業で、天然林・人工林の適切な保全整備を進めてまいりますし、森林公園についても、町民の憩いの場として、また観光客の方々にも喜ばれる施設として、維持管理等に万全を期してまいります。

また、町内に点在する遊休地の有効活用を図るため、適地調査を進め、今後の民有林造成地域選定等について検討するとともに、既設林道の適切な維持管理や、林野火災予防対策についても配慮してまいります。

さらに、花いっぱい運動やしりひなげし通り整備等についても、町民皆様のご協力をいただきながら、積極的に進めてまいりたいと思います。



花いっぱい運動

心豊かで 創造性に富んだ 人づくり

▼次に、心豊かで創造性に富んだ人づくりについて申し上げます。

昨今の激変する社会情勢の中、地域の産業や文化を支え、地域に誇りと愛着を持って活動する人材育成の必要性を再認識し、これからの社会の変化に柔軟に対応できるように、自ら学び・考え、問題を解決する「生きる力」を育むとともに、町民一人ひとりが生涯にわたって学習できる環境を築いていくことが必要であります。

このため、生涯学習においては、町民の誰もが、いつでも、どこでも自由に、自発的な意思に基づいて学習できるよう、それぞれの実情にあった生涯学習推進の基盤整備、機会の提供及び活動支援等の推進に努めるとともに、交流促進施設の活用を含め、本町の生涯学習社会の構築に努めてまいります。

▼また、学校教育に



生涯学習の拠点「交流促進施設どんと」

あつては、今日の社会環境の変化を背景として、いじめや青少年の非行等が後を絶たず、憂慮すべきものがありますが、教育委員会と連携を図りながら、多くの自然・社会体験活動を重視し、「基礎・基本」などを身につける学びを充実したものとすると共に、善悪のけじめや生命の尊さを教え、郷土愛や道徳心、他を思いや

る心などを培う「豊かな心の教育」を関係機関と連携を図りながら取り組んでまいります。すし、児童生徒の生活の場である郷土を生かし、学校・家庭・地域が心をひとつにした創造性豊かな「特色ある教育」の推進と、教育環境整備の充実に努めるとともに、学童保育事業や海浜留学事業へも積極的に支援してまいります。

▼社会教育についても、今日の社会の変化や町民の多様な学習への関心に応えるため、社会の持つ様々な教育機能の活性化を図るとともに、地域の自然や特色を活かしながら自ら学び生きがいのあるふるさとの創生を目指すとともに、文化・芸術活動を推進し、町民が生涯にわたり健康で明るく充実した生活と、豊かな地域社会の形成に努めてまいります。

また、生活水準の向上や自由時間の増加など、社会環境の変化が進む中、生涯にわたり健康で快適な生活を送るための、生涯スポーツ社会の実

現が見られることから、誰もが気軽に親しめる皆スポーツの促進と、各種大会への支援及び施設の設備の整備を行い、スポーツ施設の効果的な管理運営にも努めてまいります。

以上、平成十五年の町政推進にあたっての所信を申し上げましたが、私は就任以来、常に「町民のための町政でなければならぬ」という理念を信条として、町政の舵取り役を努めてまいりました。

本年度も初心を忘れることなく、町民皆様との対話やふれあいを大切にし、豊かで活力あるまちづくりをめざし、諸施策の遂行に職員ともども最善を尽くしてまいりたいと思っておりますので、どうか町議会議員の皆様、そして町民皆様の一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。私の町政執行方針とさせていただきます。

平成十五年度

教育行政執行方針

利尻町教育委員会

教育長 寺山 明



対応するため、社会の様々な分野において従来のシステムを見直す大胆な改革が進められております。

平成十五年第一回利尻町議会定例会にあたり、平成十五年利尻町教育行政の執行に関する所信を申し上げ、その

さらには教育の分野においても二十一世紀の社会を展望し、「教育新生プラン」に基づき様々な制度の見直しや、「生きる力」と「ゆとり」を基本に多くの教育改革が進められております。

推進に努め、本町教育の一層の充実向上を図ってまいりたいと考えておりますので、町議会議員の皆様、並びに教育関係者、町民各位のご理解、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

こうした変革の時代にあつて、本町の教育を一層充実、発展させるためには、豊かな人間性など「生きる力」を育成することはもとより、社会の変化に柔軟に対応できる人を育成し、地域の産業や文化を支え、地域に誇りと愛着を持つて活動する人材の育成が強く望まれております。

今日の我が国の社会は、科学技術の高度化、情報化、国際化の一層の進展、少子高齢化の進行や経済構造の変化など大きな転換期を迎え、これらの変化に伴う新たな課題に

このためには、教育改革の理念とその進むべき道筋を見極めながら、子どもから高齢

者まで新世紀の未来が必要とする資質、能力をしっかりと育むことのできる教育環境を整備することが重要であります。

そのため、生涯学習については、町民一人ひとりが生涯にわたり自己実現を図っていくために、生涯のあらゆる時期に学習機会を選択して学ぶことができるよう、「学習情報提供」「学習相談」に関する情報を的確に伝えるための広報活動を積極的に推進することが必要であります。

学校教育については、新学習指導要領に基づき、児童、生徒に「基礎、基本」の定着と「自ら学び自ら考える力」の育成を目指し、個に応じたきめ細かな指導を行うとともに、児童生徒一人ひとりの個性を活かし、自然・社会体験活動を通して豊かな創造性を育み、豊かな自然環境、ふるさと利尻の歴史など、地域の教育力の有効活用を図り、地域に開かれ、地域に根ざした特色ある学校づくりのため、学校、家庭、地域社会の連携が益々必要であります。

社会教育については、町民の多様なニーズに応え積極的な社会参加への意欲を高めるため、一人ひとりに、「ふるさと意識」「地域の連帯感」「学習意欲の喚起」を促すことを目指し、心の豊かさや生きがいをもたらし人づくりが必要であります。

教育委員会といたしましては、このような諸課題に因應するため「第三次北海道教育長期総合計画」の推進方策を踏まえ、「利尻町教育推進計画」の理念であります「心豊かにいきいきと学び新世紀の利尻を創造する人を育む」ために「だれもが楽しく豊かに学べる環境づくり」

- 人として優しく広く美しい心づくり
 - しなやかに、たくましく生きる人づくり
 - みんなの力でみんなが誇れる町づくり
- を目指し、その実現のために取り組んでまいります。

▼ それでは、生涯学習、学校教育、社会教育についての推

進と主要な施策について申し上げます。

【生涯学習】

まず、生涯学習の推進について申し上げます。

生涯学習推進体制の充実強化を図るため、生涯学習推進本部、庁内推進会議の開催、各課との連携・協力による行政の生涯学習関連事業の把握と情報提供に努め、地域に根ざした文化活動を一層推進するため、公民館、交流促進施設「どんと」、博物館をはじめとする各種社会教育施設間の連携を図ってまいります。

また、交流促進施設「どんと」の利用拡大を図るため、日頃の練習成果を発表する場



の提供や利用者の学習要求に応えられるよう「生涯学習センター」としての機能の充実に努めてまいります。

さらに、町民の主体的、自発的な学習及び町民と行政とが積極的に情報交流する場としての出前講座の実施や町民の学習要求に応えるため行政から提供するプログラムの開発、町民の生涯学習活動や学校教育活動の支援を図るための生涯学習ボランティアバンクの充実、町民の幅広い情報をもとに、様々な分野の支援者・指導者の発掘に努めてまいります。

更にまた、生涯学習カレンダーや生涯学習だよりの作成、ホームページの開設等により生涯学習情報の提供に努め、生涯学習社会の構築に努めてまいります。

【学校教育】

次に、学校教育の推進について申し上げます。

▼平成十四年度から、完全学校週五日制が導入され、新学

習指導要領の趣旨を踏まえた新しい時代にふさわしい教育活動が行われております。

これまでの多くの知識を教え込む教育から、子供たちに「ゆとり」をもたせ、その中から自ら学び、自ら考える力を育てる教育への転換、更に家庭や地域社会における子育て支援が益々重要となることから、学校、家庭、地域社会が一体となった教育の展開が求められております。

そのため、基本的な生活習慣や社会のルールなどを常日頃から身につけさせ、正義感や倫理観、思いやりのある心など「心の教育」が重要であります。

ゆとりの中で、子供たちにとって楽しい学びの場となるよう地域に根ざした創意と活力に満ちた特色のある教育活動を展開し、子供たちに豊かな人間性や個性を生かし、「生きる力」を育むために、学校、家庭、地域社会の一層の連携を図り「地域に開かれ、地域に根ざした学校づくり」のため「学校評議員制度」の導入

について検討してまいります。

また、それぞれの学校が子供たちの「自ら学び、自ら考える力」を培い、創造的な思考力や主体的な判断力、豊かな表現力などの「新しい学力感」に立った教育や「基礎・基本」をしつかりと身につけさせることができる指導内容や方法の改善・充実に努めるとともに、児童生徒が自然とふれあい、豊かな生活・社会体験ができるよう、地域の特性と創意工夫を生かし、「ふるさと利尻」を大切にした特色ある教育課程の編成の充実に努めてまいります。

学校完全週五日制の対応につきましても、児童生徒の校外活動や健康・安全教育などについて、学校、家庭、地域社会が一層の連携を深めるとともに、それぞれのもつ機能が十分発揮されるよう努めることが大切であり、学校では学ぶことができないことを地域社会や家庭教育のなかで学び、自分自ら課題を見つけ解決する「生きる力」を養うことができるよう、社会教育

等と連携した地域における各種活動を推進してまいります。特に、交流促進施設「どんと」は、多機能な教材教具・機器等を備えた施設として、一層の整備・充実を図り、児童生徒が楽しく活用しやすい施設としての環境づくりに努めてまいります。



また、今日青少年の非行や

いじめなど不幸な事件が相次いでおりますが、豊かな人間性を育む「心の教育」が最も重要でありますので、小・中・高等学校間の連携を図り、「あいさつ運動や、声かけ運動」を通して、地域ぐるみで青少年の健全育成のための活

動に努めてまいります。

なおまた、悩みや不安・問題を抱える子どもや親などが気軽に相談できるよう「教育相談アドバイザー・相談員」を継続し、教育相談体制の充実に努めてまいります。

更に、平成十一年度から開設した「仙法志中学校海浜体験留学制度」については「夢の浮島利尻島の大自然で学ぶ会」をはじめ、学校、父母、地域の皆様方の深いご理解とご協力により留学生の確保と学級維持が図られるよう、本年度も引き続き実施してまいります。

本年度は、里親留學生三名を迎えることになっておりますが、本事業の運営推進にできる限りの支援措置を講じてまいる所存であります。

▼次に、情報教育についてであります。今日の情報化社会に対応するため、児童生徒の情報活用能力を育成するためのコンピュータを活用した学習活動を行うことが極めて重要であります。本年度は、

町内中学校の教育用コンピュータの更新等、整備充実に努めてまいります。

また、国際理解教育については、諸外国の生活や文化などについて理解を深める学習活動の推進や、中学校における英語指導助手を活用した基礎的、実践的コミュニケーション能力の育成を図ってまいります。

なおまた、本年度も引き続き、海外の生活・風土・教育文化を直接体験し、国際理解を深める目的で中学生を対象にサハリンへの海外交流研修事業を実施してまいります。更に国際社会が一層進むなか、二十一世紀を担う青少年が国旗と国歌に正しい理解と認識を深められ、学習指導要領に基づいて、児童生徒に一層適切に指導が行われるよう、取り組んでまいります。

▼次に、学習指導についてありますが、今日の社会の急速な変化に柔軟に対応できる個性的、創造的な人材の育成など、思いやりと自らを律す

る心を大切にする心豊かな人間

の育成を図るため、学習指導要領に基づき適切な教育課程の編成に努め、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、児童生徒一人ひとりの個性を生かす学習指導計画の改善に努めるとともに、「自ら学び、自ら考える力を」育て、学習意欲を向上させるための指導の充実や、一人ひとりの良さや可能性を伸ばす評価の工夫などに努めてまいります。



また、「ふるさと教育」などの体験的な学習の取り組みや、地域の素材や教育機器の活用を図った学習活動の推進を図るとともに、教師の創意工夫による授業実践に努めて

まいります。

▼次に、道徳教育についてありますが、道徳教育は、総合的な学習の時間をはじめ学校の教育活動の全体を通じて行うことが大切であります。特に、保護者や地域の人々との連携を図ることやボランティア活動、地域素材を活用した自然・社会体験活動などの豊かな体験実践を通して、子どもたちに生命の尊さを教え、社会の秩序やまじりの意識を理解し遵守する「豊かな心」を持った人間形成の育成や、郷土を愛し、国際的強調の精神を身につけ、新しい未来を拓く実践的な力を育む指導の充実を図ってまいります。

▼次に、特別活動についてありますが、児童生徒の望ましい集団活動を通じて自主的、実践的な態度を育成し、人間としての生き方について自覚を深め、自己を活かす能力を養うことが大切であります。このため、自発的・自主的な活動に取り組む学級活動や児



杏形小学校運動会

童・生徒会活動、クラブ活動等の活発化を図るとともに、開かれた学校行事等の指導の充実や、恵まれた自然を生かした体験学習やボランティア活動を重視した指導計画の充実に努め、豊かな人間性の醸成や連帯意識の育成と集団活動の育成向上に努めてまいります。

▼次に、健康安全指導についてありますが、近年、食生活習慣病といった現代病による、心身の新たな問題が指摘され、健康教育の役割はますます重要になってきており、学校教育活動全体を通じて健康教育を充実させなければなりません。このため、児童生徒に対し

生命の尊さと健康安全の大切さを十分認識させるとともに、自ら進んでたくましい心身を育てる健康の増進や安全の保持に努める態度を身につけさせることが大切であります。で、スポーツ活動などを通しての健康教育、保健教育の充実を図り、児童生徒の健康及び安全について実践的な態度や能力の育成に努めてまいります。

また、学校の安全管理や交通事故防止など安全教育に努め、児童生徒に「心の備え」の徹底を植え付け、教職員の共通理解のもと、健康でたくましく「生きる力」を身につけさせていくよう努めてまいります。また、児童生徒の健康管理と疾病の早期発見を図るため各種健診の実施に努めてまいります。

▼次に、学校給食については、利尻郡学校給食組合で運営しておりますが、児童生徒の栄養のバランスを確保し、食習慣の形成に努め、衛生管理の

徹底を図り、安全で信頼される楽しい学校給食の運営に努めてまいります。

なお、学校給食センターは昭和四十八年に建設されてから三十年が経過し老朽化が著しく、更に施設の改善等指摘を受けておりますので、平成十六年度改築に向け、本年度は実施設計費を見込んでおります。

▼次に、児童生徒指導についてであります。近年、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、問題行動の深刻化は憂慮すべき傾向にあります。こうした状況から、日常的な教育活動を通して、教師と児童生徒との心のふれあいを大切にし、一人ひとりの良さを認め、個性を伸長するとともに、子どもたちが命を大切にする心や、他人を思いやる心、倫理観や正義感、美しいものや自然に感動する気持ちなど、心豊かな人間性を育てる児童生徒の育成に努めてまいります。

また、児童生徒一人ひとり

に十分目が届くよう、学校、家庭、地域社会及び教育関係団体が連携を深め、「心の教育」の充実や、温かさやぬくもりがある「声かけ運動」を推進し、児童生徒の健全育成を図ってまいります。

更に、児童生徒などの悩みなどに適切に対応するため、「教育推進アドバイザー・相談員」の一層の充実に努めてまいります。



青空教室

▼次に、へき地・複式教育についてであります。本町の特性を活かし、学校の実態を踏まえた特色ある学校経営の取り組みと、個に応じた指導

や、地域の人材、自然を活用した体験学習、異年齢集団による活動などを積極的に進めるとともに、近隣校の協力による集合学習、合同学習（島内）を推進し、少人数の特性を生かした指導方法の工夫と教職員の資質の向上に努め、一人ひとりの「生きる力」を身に付ける「確かな学力」を身につける複式教育の充実に努めてまいります。

次に、特殊教育についてあります。障害のある児童生徒の特性に応じたきめ細やかな指導や、一人ひとりの個性を伸ばすため体験的な活動、触れ合いを大切にした交流教育を推進し、社会の中で自立し、充実した生活を送ることのできる能力の育成を目指す。また、関係機関、就学指導委員会との連携を深め、就学指導と相談体制の充実に努めてまいります。

本年度は、町内小・中学校に特殊学級五学級（二学級増）の実施予定となっておりますので、児童生徒の障害の程度

や特性、個性に合わせた教材教具の充実、整備を図ってまいります。

なお、本年度、障害児教育の取り組みの充実に向けた「利尻町障害児教育推進委員会」を設立し、各学校・保護者・関係機関の連携を図り、障害児の自立に向けた支援体制の充実、強化に努めてまいります。

また、特殊教育についての教師の研修やサポート体制づくりを推進し、教育活動の充実に努めてまいります。

次に、教職員の資質の向上についてあります。教育の成否は教職員の資質能力に負うところが大きく、自ら学び、考え、問題を解決できる健康でたくましい児童生徒を育成するためには、人間性や専門的知識・技術をもった実践的な指導が求められております。

平成十四年度から完全学校週五日制が導入され、ますます地域に開かれた学校、地域と共に歩む教師として期待されるのであります。

このため、教職員一人ひとりの課題意識や研修意欲を高め、専門的な研修への参加と社会的視野を広げる体験的研修等への積極的参加を促進するとともに、町内の研究組織である町内実践指定校及び町内教育研究会への助成援助などをを行い、実践的指導力の向上に努め教職員の資質の向上を図ってまいります。

▼次に、教育環境の整備についてあります。児童生徒が快適な教育環境のもとで、充実した学習活動ができるよう、校舎などの補修及び周囲の環境整備並びに教材教具の整備充実を図ってまいります。なお、本年度は、杵形小学校一・二階廊下中庭側壁塗装、新湊小学校旧体育館外壁補修工事、仙法志小学校二線校舎屋根葺替工事、仙法志中学校体育館屋根塗装などのほか、緊急を要する各学校の維持補修及び教職員住宅の営繕に努め、児童生徒の教育環境と教職員の生活環境の整備充実に努めてまいります。

【社会教育】

次に、社会教育の推進について申し上げます。

▼「生涯学習社会に対応した社会教育の基盤整備」について申し上げます。

本町においては、町民の生涯学習に対する認識が高く、スポーツ・趣味・教養を中心として生涯学習に取り組む人々も年々増加している現況にあります。

社会教育においても生涯学習の観点に立った、地域に根ざした学習活動の展開に努めておりますが、時代の進展にともない町民の多様化・高度化した学習要求への対応と、生涯学習社会に対応した学びの環境づくりが必要となつてきており、各行政機関・学校・町内各団体等との連携、協力、社会教育施設の機能の充実を図るとともに、指導者や情報提供などの充実にも努めてまいります。

本年度は交流促進施設「どんと」内に「文化情報コーナー」の設置、教育広報誌「し

ぶき」の発行、社会教育団体紹介事業の実施と利尻町生涯学習ボランティアバンクの有効活用を努めてまいります。

▼「自ら学ぶ意欲が高まる学習活動」について申し上げます。

青少年の学習活動についてありますが、社会環境が急激に変化する中、子供たちの生活の在り方も大きく変容し、幼児期からの心の成長に様々な影響を与えており、多感な時期に自己を見つめ、人間としての在り方や生き方を考える機会を見失いがちになっていくことから、子供たちにとりを与え、豊かな人間性など「生きる力」を育てることが強く求められております。

このため、地域に根ざした学習活動や体験活動の実施により、他人との協調性や思いやる心、感謝する心や責任感をもった「心豊かで」たくましい子供を育成するため、各種事業への積極的な参画や様々な体験の機会を意図的、計画的に提供していく必要が

あり、社会教育団体、民間企業や地域社会の大人が、それぞれの立場から子供たちへの働きかけができるようにコーディネートとしての機能の充実を図ってまいります。

本年度は、地域の子供を育てる環境の充実、人間性豊かな青少年の育成のため、文部科学省の補助を受け、「地域と学校が連携協力した奉仕活動、体験活動推進事業」による「地域教育力、体験活動推進協議会」の設置と「体験活動ボランティア活動支援センター」の設置を予定しているほか、野外活動体験学習事業として、「少年夏季野外体験事業」、文部科学省の委託事業



少年夏季野外体験事業

である「子ども地域活動促進事業」社会・科学体験学習事業として、チャレンジクラブの活動や子どもIT教室、子ども放送局、土曜シアター等の事業を実施してまいります。

また、昨年、小中高生を対象に結成された青少年リーダーの会「若葉」の育成を図り、地域活動リーダーとしての資質向上に努め、各種地域行事への積極的な参加を推進してまいります。

更に、異年齢間交流や世代間交流事業の実施を図り、家庭、学校、地域社会の連携を深め、夢をもった、たくましい子どもを地域で育てるために、「ゆとりとうるおい」のある学びの環境づくりに努めてまいります。

▼次に、青年活動についてありますが、地域に根ざした自主的活動の支援を図り、自らを高めるとともに各種青年団体及び参加者相互の連携交流を図り積極的な地域活動への参加に努めてまいります。

本年度も、青年教育推進事

業を実施するほか、利尻大志館の自主的、積極的な利活用を図り、町づくりの中核となる活発な青年活動の促進を図ってまいります。

▼次に、成人のための学習活動についてありますが、町民皆さんが健康で生きがいのある生活を送るためには、自ら学び、自らを高めるとともに、共に助け合い、共に生きる地域づくりや町づくりに参画する地域社会を築くことが大切であります。

このため、高度化、多様化する学習ニーズに対応する学習環境の整備に努めてまいります。

本年度は、趣味・教養講座や各種教室の開催や自然体験事業の実施、サークル活動などの自主的活動の支援にも努めてまいります。

平成十三年度から実施しておりますIT講習会を本年度からは町単独事業として、町内から講師を招聘し、三講座六〇人を対象に実施してまいります。

▼また、女性団体活動については、団体組織の育成を支援するほか各種研修会、講座など主体性ある活動の支援、協力及び管内外の研修会への参加援助など学習機会の提供に努めてまいります。

更に、男性と女性が互いの人権を尊重しあい、対等な立場で共に支えあい、責任を担っていく「男女共同参画社会」の推進に努めてまいります。

▼次に、高齢者の学習活動についてであります。本格的な高齢化社会が進行するなか、高齢者が生きがいを持って豊かな生活を営むとともに、活力ある地域社会を構築していくためには、高齢者の社会参加活動の促進が重要であり、ボランティア活動や職業経験等を生かして社会参加を図れるような支援体制が必要であります。

高齢者が、単に趣味・教養を高めるための学習を行うだけでなく、学習を通じて異世代間の交流、仲間づくりを促進し、豊かな経験を生かし地

域社会における、重要な役割を持つ構成員として積極的に参画していくことができる環境整備に努めてまいります。

このため、高齢者の仲間づくりと、新しい知識などを身に付ける「いきいき学級」や「子どもと高齢者のふれあい交流事業」「生きがいづくり事業」など内容の充実に努めてまいります。

▼次に、芸術・文化の振興についてであります。芸術文化は人々に感動や生きる喜びをもたらし、豊かな人生を送るうえで大きな力になるものであり、地域の特色を生かした文化の振興が求められております。

このため、地域の気候や風土のなかで育んできた豊かな芸術文化を進めるため、文化団体、サークルなどの育成及び自主活動の支援を図るとともに、児童生徒を対象とした巡回小劇場の招聘、日本の伝統文化を体験する子ども文化教室の開催や、町民を対象とした舞台芸術招聘事業など



様々な文化普及事業の展開や地域の文化指導者の育成、町民芸能祭、町内音楽団体等によるミニコンサート事業の実施など、文化活動の促進を図り、参加意欲を喚起することに努めてまいります。

また、芸術文化の鑑賞機会の充実を図り、個性豊かな地域文化の形成にも努めてまいります。

更に、歴史、自然、史跡等の文化財や伝統文化の伝承についても、保護・保存を図るとともに、郷土に根ざした芸術・文化の振興発展に寄与してまいります。

▼次に、家庭教育についてで

ありますが、家庭教育は、乳幼児期から始まる家族とのふれあいを通じて、「生きる力」の基礎となる資質や能力を育成するものであり、人間形成の基礎を培ううえで、家庭の果たす役割は極めて重要であります。

しかしながら今日の核家族化、少子化や地域における地縁的つながりの希薄化など、子どもを取り巻く生活環境の変化に伴い、家庭教育の教育力の低下が指摘されております。

また、平成十四年度から学校完全週五日制の実施により、一層家庭教育の充実が求められており、親の意向を考慮しながらより充実した学習機会の提供を図る必要があります。

こうした観点から家庭教育の推進に努め、学習機会の充実と子育て事業の推進及びPTAとの連携を深め、家庭教育に関する講座、研修会等の開催に努めてまいります。

更に、放課後児童特別対策事業の実施や保健福祉課と連携を図り就学前児童を対象とした幼児教育推進事業、親子

ふれあい事業、更には、家庭教育テレホンサービスの実施、家庭教育手帳及びノートや子育て支援推進事業パンフレットの配布等に努めるとともに、家庭、学校、地域が連携し、子育てを支援し、家庭教育の充実を図ってまいります。

▼次に、社会体育についてありますが、近年、生活水準の向上や余暇時間の増大と相まって、だれでも気軽に参加できる生涯スポーツの振興、充実が求められております。

このため、総合体育館を拠点とし、各施設の連携と有効活用を図り、多様な住民ニーズに対応してまいります。

また、スポーツ関係団体との連携を図りながら、スポーツ少年団への支援と指導者の養成に努めてまいります。

更に、教育委員会主催による各種スポーツ大会や講座の実施、各スポーツ団体主催による大会や宗谷スポーツフェスタなどへの積極的な参加支援に努めるなど、各スポーツ団体の育成強化や指導者養成

に努めるなど、本町のスポーツの振興を図ってまいります。

なお、本年度の利札六地区親睦野球大会、日本スポーツ少年団認定員養成講習会、管内スポーツ少年団バレーボール交流大会管内予選会が本町において開催されます。

▼「施設の機能の充実と有効な活用」について申し上げます。

交流促進施設「どんと」の管理運営についてであります。が、町民の生活文化、芸術活動や生涯学習及び高度情報化に対応する施設として、平成十四年度に開館し、文化・芸術事業の招聘を始め、町内各関係団体の有効活用により、多くの町内外の方々に利用されているところであります。

更に、町内に新たな文化団体、サークル結成の機運の高まりを見せており、本施設の初期の目的が達成されておりますことを大変うれしく存じております。

本年度も、地域コミュニティ活動を始め、文化、学

習活動の拠点、町民相互の交流や都市と漁村との交流を図る施設として、管理、運営に万全を期してまいります。

○次に、図書室についてであります。地域文化や生涯学習の情報発信の拠点として重要な役割を担っており、高度化・多様化する社会に対応する図書機能の充実が求められており、平成十四年度図書室業務を開始して以来、多くの島民の方々に利用されております。

現在、図書室の蔵書数は既存図書や寄贈図書、新規購入図書及び映像資料等を含めて約二万三千冊の蔵書でありますが、今後とも町民の皆様にご利用され、気軽に利用できる図書室を目指し、整備充実に向けてまいります。

本年度は、乳幼児を対象に、絵本の読み聞かせ、エプロンシアター、紙芝居、指人形劇等の実施と、図書まつり、クリスマス会の開催、図書だよりの発行に努めてまいります。また、図書情報のデータベース

化が完成し、インターネットにより図書情報を公開しておりますので、家庭のパソコンからも蔵書検索が可能となり、更に、地域イントラネットの整備により、各公共施設の端末や公民館図書室、町内各学校からも蔵書の貸出状況等も閲覧できるシステム機能の整備について検討を進めてまいります。

○次に、公民館活動についてであります。公民館は、町民の学習活動や地域活動の拠点施設としての役割を担い、町民一人ひとりの学習の場として、また交流の場として活発な利用促進を図ってまいります。

また、子どもから大人までの生涯各期に対応した学習機会を提供し、地域に密着した学習活動や時代に適した事業等の実施に努めてまいります。○次に、博物館運営についてであります。北の海の道にそびえ立つ利尻の歴史と文化、自然の調査研究とそれらの成

果による公開活動を行っております。博物館活動の基礎である利尻島史のさまざまな時代・分野の調査研究からは、利尻島史はもちろんのこと利尻島とつながるいろいろな地域の歴史が見えてきます。

こうした歴史の楽しみを博物館で所蔵している多くの資料から探ることを町民皆さんで取り組み、その成果からさらなる博物館活動を展開していくことができるように、みんなで創る博物館を目指していきたくと考えております。

公開活動は新しく入ってくる資料や情報をもとにした常設展示の充実はもちろんのこと、町内の各施設と連携しながら移動展示を行い、親しまれる博物館づくりを進めてまいります。

○次に、自然の家についてであります。当施設は、最北の豊かな自然環境に恵まれた立地条件にあり、平成八年にオープンして以来、多くの人々に親しまれる宿泊研修施設として利用され、この施設

が町内外から訪れる青少年や社会人の宿泊研修の場として、また自然体験、生活体験活動などを通じて人とのふれあいや自然とのふれあいを深めるなど、日常生活では得がたい貴重な体験活動の場として、宿泊利用者に対するサービスの向上と施設運営の充実に向けてまいります。

以上、平成十五年度の教育行政の執行に関する主要な基本方針を申し述べましたが、利尻町教育委員会といたしましては、本町における教育の諸課題に適切に対応するため、教育関係者と相携え、また、関係機関、団体との連携を密にして教育行政の執行にあたり、町民の負託に応えるよう、利尻町教育の振興に最善の努力を傾注してまいります。と考えておりますので、町議会議員の皆様並びに町民皆様の特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。教育行政執行方針といたします。

国民健康保険の 被保険者証が変わります

～新しいカード様式の保険証が一人に1枚交付されます～

現在使用している国民健康保険の被保険者証は、4月30日で期限となり、5月1日からは新しい保険証に変わります。

町では左記の日程で各地区をまわり、保険証の更新事務を行いますので、手続きをされますようお知らせします。

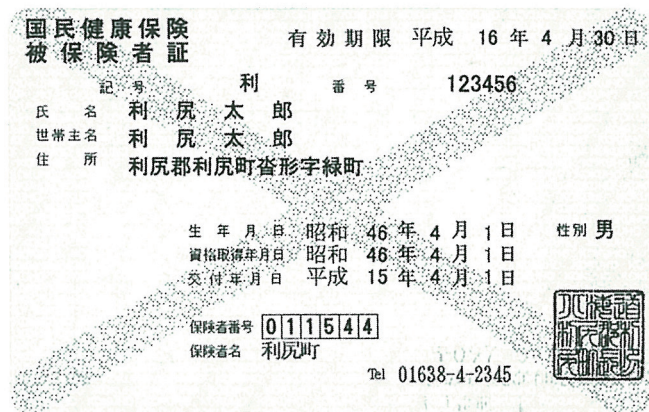
また当日は保健師による総合健康相談と交通傷害保険受付事務も実施しますので、この機会にぜひご来場下さい。

国民健康保険の被保険者証は平成15年度よりカード様式になり、一人に1枚ずつ交付されることになりました。そのため、今まで交付していた遠隔地用の「マル特」や修学のための「マル学」の保険証は廃止となります。

※新しい保険証は一人1枚となり、世帯員ごとに作成されます。保険証の更新時には、世帯の人数分交付されますので、保険証を受け取ったら世帯員の名前や生年月日などの記載内容を確認してください。

※カード化により保険証のサイズが小さくなりましたので、紛失しないよう十分注意してください。

新しい国民健康保険 ⇒
被保険者証（原寸大）



70歳になったら高齢受給者証が交付されます

昨年10月の医療制度の改正により、新たに老人保健医療受給の対象となる方の年齢が70歳から75歳に引き上げられました。そのため75歳になるまでは、国民健康保険で医療を受けることとなりますが、70歳以上の方は高齢受給者として老人保健と同じ負担割合で医療を受けることができます。

※高齢受給者証は自己負担の割合を証明するもので、保険証とは別に交付されます。交付にあたっては、役場保健福祉課保健係より該当者に交付の案内をいたします。

退職者医療の負担割合が変わります

4月1日より健康保険（社会保険、共済組合など）の自己負担割合が3割に統一されることに伴い、退職者医療制度で医療を受ける方の自己負担の割合も本人、被扶養者とも3割に統一されます。

外来受診の薬剤の一部負担金がなくなります

外来の受診で薬剤を処方してもらった場合には、薬の種類や日数により一定の額を負担しなければなりませんでした。4月1日より薬剤にかかる一部負担はなくなります。

国民健康保険被保険者証更新事務日程

月 日	地 区	時 間	場 所
4月15日	栄 浜	午前 9:00～ 9:30	栄 浜 自 治 会 館
	新 湊	午前 9:40～10:40	新 湊 自 治 会 館
	種 富 町 2・3	午前10:50～11:20	種 富 町 自 治 会 館
	種 富 町 1・富野	午前11:30～12:00	種 富 町 第 1 自 治 会 館
	蘭 泊	午後 1:00～ 1:30	蘭 泊 自 治 会 館
	神 居 第 1	午後 1:40～ 2:10	神 居 第 1 自 治 会 館
	神 居 第 2	午後 2:20～ 2:50	神 居 第 2 自 治 会 館
	泉 町	午後 3:00～ 4:00	泉 町 自 治 会 館
4月16日	日 出 町	午前 9:00～12:00 午後 1:00～ 4:00	役 場 1 階 町 民 ホ ー ル
	緑 町		
	沓 形 本 町		
	富 士 見 町・港町		
4月17日	久 連	午前 9:00～ 9:40	久 連 自 治 会 館
	長 浜	午前 9:50～10:20	長 浜 自 治 会 館
	神 磯	午前10:30～11:10	神 磯 自 治 会 館
	政 泊	午前11:20～12:00	政 泊 自 治 会 館
	御 崎	午後 1:00～ 1:40	御 崎 自 治 会 館
	元 村	午後 1:50～ 2:20	元 村 自 治 会 館
	仙 法 志 本 町	午後 2:30～ 4:00	公 民 館 ホ ー ル

国民健康保険の手続き

—資格と手続き—

◎届出はすみやかに

世帯に属する被保険者の資格に移動があったときには、世帯主は十四日以内に届出をしなければなりません。

◎届出が遅れていると

国保の被保険者であるかどうかは、世帯主の届出によつてはじめてわかります。したがつて、この届出が遅れると、いろいろな面で困ることになります。

1. 病気やけがをした場合、保険治療が受けられません。

2. 届出が遅れば遅れるほど保険税をさかのぼって納めなければならぬので、負担を強く感じます。

◎こんなときには手続きを

○国保に入る場合

- ・ 転入したとき
- ・ 職場等の健康保険をやめたとき

- ・ 子供が生まれたとき
- ・ 生活保護を受けなくなつたとき

○国保をやめる場合

- ・ 転出するとき
- ・ 職場の健康保険に入ったとき
- ・ 死亡したとき
- ・ 生活保護を受けるようになったとき



ついでのお知らせ

利用料が変わります

介護サービス利用料

介護保険では、要支援、要介護1～5の要介護度別、サービスの種類・内容、施設の種類によって、本人負担額が違います。

《居宅サービス利用料（標準的な利用の場合）》

種類		要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	備考
ほのぼの荘 デイサービス	1日	737円	831円	831円	1,038円	1,038円	1,038円	一般入浴44円 特別入浴65円
希望 デイサービス	1日	731円	829円	829円	1,041円	1,041円	1,041円	
ほのぼの荘 短期入所	1日	1,777円	1,821円	1,892円	1,962円	2,033円	2,103円	送迎 片道184円

種類	形態	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 30分増す毎
訪問介護 (ホームヘルパー)	身体介護	265円	462円	671円	95円
	家事援助	—	239円	334円	95円
訪問看護 (看護ステーション)		488円	954円	1,377円	

※サービス内容や市町村によって多少違いがあります。

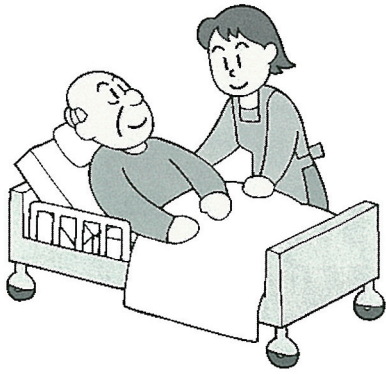
【介護サービス計画の作成】

要介護認定を受けて、介護サービスを受けるためには、介護サービス計画（ケアプラン）の作成が必要です。要介護度にあった計画を提供するため、役場内に「指定居宅介護支援事業所」を設置しておりますので、必要な方はお申し出下さい。作成料は無料です。

【介護予防・生活支援事業】

要介護認定で、非該当（自立）と認定された方や介護保険の対象外の方、あるいは身体障害者の方でデイサービスやショートステイ、ホームヘルパー派遣を希望する方を対象に町独自の事業を行います。

- 生活支援サービス事業（ホームヘルパー派遣） ～ 「社会福祉協議会」
利用料～1時間 150円、30分増す毎に80円
- 生きがい通所サービス事業（デイサービス）
利用料～1日 730円（昼食有り） ～ 「希望」「ほのぼの荘」
1日 780円（昼食、入浴有り） ～ 「ほのぼの荘」
- 短期入所サービス事業（ショートステイ）
利用料 1日 1,780円 ～ 「ほのぼの荘」（送迎には、片道190円の利用料加算）



「介護保険」に

平成15年4月から

介護保険料や

介護保険料

◎第1号被保険者（65歳以上の方）

基準年額保険料： 38,400円（月額＝3,200円） 平成15年度～平成17年度

段階	摘 要		月 額	年 額
1	生活保護の受給者 老齢福祉年金受給者で 住民税世帯非課税	基準額×0.5	1,600円	19,200円
2	世帯全員が住民税非課税	基準額×0.75	2,400円	28,800円
3	本人が住民税非課税	基準額	3,200円	38,400円
4	本人が住民税課税で合計所得 金額200万円未満	基準額×1.25	4,000円	48,000円
5	本人が住民税課税で合計所得 金額200万円以上	基準額×1.5	4,800円	57,600円

【保険料の徴収方法】

特別徴収 ～ 年額18万円以上の老齢退職年金受給者は、年金から天引きされます。

普通徴収 ～ 年額18万円未満の老齢退職年金、遺族年金、障害年金、老齢福祉年金受給者等特別徴収の対象とならない方は、役場窓口等で納入して下さい。

納期	第1期	～	7月1日から	7月31日
	第2期	～	8月1日から	8月31日
	第3期	～	10月1日から	10月31日
	第4期	～	12月1日から	12月30日

◎第2号被保険者（40歳以上64歳以下の方）

- ・40歳の誕生日から介護保険料を納めます。
- ・加入している医療保険に介護保険分が上乗せされ、サラリーマンの方は社会保険料として給料から天引きされます。国保の方は、国保税に上乗せされて国保税として納めます。
- ・保険料は、社会保険、国保など加入している保険により違いがあります。

ご相談・お問い合わせ先

- | | | | |
|-----------------|--------|--------------------|--------|
| ●役場 保健福祉課福祉係 | 4-2345 | ●在宅介護支援センター（「希望」内） | 4-3300 |
| 指定居宅介護支援事業所 | 4-2345 | ●社会福祉協議会（「希望」内） | 4-3155 |
| ●特別養護老人ホームほのぼの荘 | 5-1700 | | |

4月1日より
毎日運航！！

利尻～新千歳線

通年運航開始！



～待望の“通年運航”実現しました！～

昨年まで季節運航をしていた利尻～新千歳間の飛行機が、4月1日から通年で運航することとなりました。

従来まで運航していた利尻～稚内間の航空路線が、利用者の低迷や機体の老朽化などにより休止となりましたが、利尻～新千歳線の通

年運航により、新たな島民の「足」として、また観光産業においても大いに活躍が期待できます。

なお、昨年同様町民の方のご利用に対して運賃助成を行います。くわしくは下記の運賃一覧表をご覧ください。

利尻～新千歳線運賃表

区分	予約期限	設定期間	運賃	助成額	助成後運賃
片道（通常）	搭乗当日まで	4/1～5/31	20,000	3,000	17,000
往復（通常）	搭乗当日まで	4/1～5/31	15,800	2,000	13,800
小児（通常）	搭乗当日まで	4/1～5/31	10,000	—	—
身体障害者	搭乗当日まで	4/1～5/31	12,600	1,000	11,600
リピート4回	搭乗当日まで	4/1～5/31	14,450	1,000	13,450
スカイメイト	予約不可	4/1～5/31	11,000	—	—
就航記念特割	搭乗当日まで	4/1～4/8	8,000	—	—
超割	5/4～5/13	7/4～7/13	7,000	—	—
バースデー早割	搭乗21日前まで	4/1～7/31	10,000	—	—
スーパー早割	2ヶ月前～50日前まで	6/1～6/30	10,000	—	—
特割	搭乗当日まで	4/1～4/24・5/6～5/31	15,700	2,000	13,700
早割21	搭乗21日前まで	4/1～5/31	14,000	1,000	13,000
平日シルバー	搭乗当日まで	4/1～5/31	12,600	—	—

※1 平成15年度は全区分に運賃のほか「航空保険特別料金」として300円が加算されます。

※2 身障者割引は本人のみ適用されます。（1・2種とも1・2級とする）

※3 6月以降は着陸料の値上げが予定されており運賃は未定です。

昨年までは割引証を交付しておりましたが、本年からは割引証の交付はせず、航空券の半券を役場に持参いただき、助成を受けることとなります。半券は大切に保管しましょう。なお、助成の窓口は出納室となります。

国民年金 からの お知らせ

平成15年度の国民年金保険料は

平成14年度と同額の **月額「13,300円」**(付加保険料は13,700円)です。

平成14年度分国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

平成14年度分の国民年金保険料の最終的な納期限は、4月30日です。

今一度、納付書をお確かめの上、納め忘れがありましたら、早めに納めましょう。

たとえ一ヶ月分でも納め忘れた分がありますと、万一のときの障害年金や遺族年金が受けられなくなる場合もありますので、忘れずに納めましょう。

もしも… 保険料を納めるのが困難な場合は「免除制度」等があります。

経済的な理由等で保険料を納めるのが困難になったときは申請すると保険料の「全額」または「半額」が所得審査等により免除される場合があります。

また、学生の場合は、前年の所得や通学している学校により、保険料が後払いできる「学生納付特例制度」が申請できます。

国民年金の受給権確保は、老後の重要な生活基盤となります。

将来の自分や家族のため、未納期間がないように心がけましょう！

国民年金に関する主な届出先は次のとおりです

◎ 国民年金に加入する

- 「20歳になった」… **社会保険事務所**
→ 厚生年金、共済組合加入者以外の方は加入の手続きをしてください。
- 「会社を退職した」… **役場国民年金担当係**
→ 国民年金に加入の手続きをしてください(配偶者も同様)。
- 「配偶者の扶養からはずれた」… **役場国民年金担当係**
→ 第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更してください。
- 「結婚や退職で配偶者の扶養になった」… **配偶者の勤務先**
→ 第3号被保険者に種別変更してください。
- 「配偶者の勤務先が変わった」… **配偶者の新しい勤務先**
→ 配偶者の新しい会社で第3号被保険者の手続きをしてください。
- 「年金手帳をなくした」… **第1号被保険者は役場国民年金担当係で、第3号被保険者は配偶者の勤務先で再交付**の手続きをしてください。
- 「国民年金に任意加入したい」… **役場国民年金担当係**



◎ 国民年金保険料を納める

- 「口座振替を始める、止める など」… **社会保険事務所か金融機関または郵便局**
→ 口座振替依頼書を提出してください。
- 「納付案内書をなくした」… **社会保険事務所**
→ 再発行を申し出てください。
- 「経済的な理由等から保険料を免除されたい」… **役場国民年金担当係**
→ 全額または半額免除の申請をしてください。
- 「学生で収入がなく保険料を後払いしたい」… **役場国民年金担当係**
→ 学生納付特例制度の申請をしてください。

※第3号被保険者(厚生年金や共済組合の加入者に扶養されている妻(夫))に関する各種届出は、配偶者の勤務先(事業主)に届出してください。

◎ 国民年金保険料の納付は便利な口座振替で

うっかりしていて… いつも忙しくて…

こんな方には便利な「口座振替」をお勧めします。口座振替なら一度手続きをすれば、あなたが指定した口座から自動的に支払いされますので、毎月納めに行く手間が省け納め忘れの心配もなくとても便利です。

手続きは…「国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書」が各金融機関の窓口で備え付けられています。

また、国から発行されている国民年金保険料納付案内書に「口座振替納付申出書」が付いていますので、どちらの申出書でも、すぐに金融機関の担当窓口で手続きをすることができます。

なお、引落日は、毎月納付の場合は翌月末日、1年前納の場合は4月末日、半年前納は1回目が4月末日、2回目が10月末日です。手続きはお早めに…

◎ 自分の「基礎年金番号」ですべての加入履歴が確認できますか？

基礎年金番号については、平成9年1月より国民年金や厚生年金等の公的年金制度の番号を一本化するために導入され、これにより自分の国民年金や厚生年金等の加入履歴が1度で確認できます。

しかし、場合によっては、ひとりで2つ以上の年金番号を持っていて、基礎年金番号一つで自分の過去の記録がすべて確認できない方もいるように思われます。年金を請求する前に自分の過去の記録を調査確認し、基礎年金番号で統合しておけば、将来、年金を請求するときなど加入履歴を確認するうえで、手続きがスムーズに進められます。ご自分の記録において、確認したい国民年金や厚生年金等の記録がある場合は、稚内社会保険事務所または役場国民年金担当係まで相談してください。

国民年金等について、ご不明なこと、わからないことは役場国民年金担当係または稚内社会保険事務所国民年金業務課(TEL.0162-32-1941番)へお問い合わせ下さい。

町内の公営住宅 入居募集します！

平成15年度中（4月～翌3月）に既存の公営住宅（空家）に入居を希望される方は
下記の期間内に一括して申し込みを受付いたしますので、
入居を希望される方は募集期間内に申し込みをして下さい。
なお、その後でも随時申し込みの受付はしますが、
入居順位が今回申し込みされた方の次になります。
また、申込世帯の困窮状況などにより抽選による入居順位を決定しますが、
空家の生じなかった場合には年度内に入居できない場合もありますのでご了承下さい。

1. 団 地 名 沓形地区 富野団地・緑団地・泉団地・泉ヶ丘団地・新湊団地
神居団地（若年単身者向け住宅含む）
仙法志地区 仙法志団地（若年単身者向け住宅含む）・富士見団地
はまなす団地
2. 家 賃 各住宅や申込世帯の所得及び家族構成により決定しますので、詳細につきましてはお尋ね下さい。
3. 敷 金 月額家賃の3ヵ月分を入居時に納入していただきます。
4. 入 居 資 格 (1) 公営住宅法等に定める一定の収入基準以内の世帯であること。
(公営住宅については、月収200,000円以下 下記の表を参考)
(2) 現在、同居又は同居しようとする親族があり、住宅に困窮していること。（ただし、若年単身者向け特公賃住宅は単身者でも入居可能）
(3) 町税等を滞納していないこと。
5. 選 考 利尻町公営住宅管理条例及び利尻町特定公共賃貸住宅管理条例に基づき選考し、困窮状態等により抽選による入居順位を決定します。
6. 申込み受付期間 平成15年4月1日（火）から4月21日（月）まで
7. 申 込 先 役場建設課建築農林係及び仙法志支所にお申し込み下さい。
(申込み時に所得証明書・住民票謄本等を必ず持参してください。)

【参考：世帯の中で給与所得者1人の場合、上段は総収入、下段（ ）は月収 単位：円】

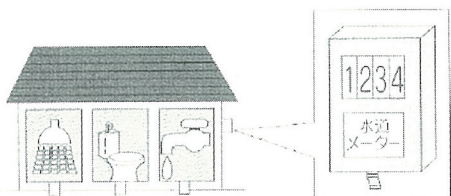
区 分		収入基準	扶 養 親 族					
			0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
入 居 収 入 基 準	一般 世帯	200,000円 以下	3,675,999	4,151,999	4,627,999	5,103,999	5,575,999	6,051,999
			(306,333)	(345,999)	(385,666)	(425,333)	(464,666)	(504,333)
	裁量 世帯	268,000円 以下	4,695,999	5,171,999	5,647,999	6,123,999	6,595,999	7,017,778
			(391,333)	(430,999)	(470,666)	(510,999)	(549,666)	(584,814)

(注) 裁量世帯とは、障害者基本法に規定する障害者又は50歳以上の方で、かつ同居者のいずれもが50歳以上又は18歳未満の方

沓形地区の水道使用料 検針・徴収月が変わります！

本年5月より、3ヶ月検針から **2ヶ月検針**へ (毎月検針を除く)

料金の算定の基礎となる水量は
水道メーターで算定しています。



(5・7・9・11・1・3月 検針)
一般の水道使用料

料金 種別	基本料金 1月につき		超過料金 (1立方メー トルにつき)
	水 量	料 金	
一般	10立方メートル まで	1,500円	150円
臨時	1立方メートルにつき		250円

— 水道使用量の内容とは？ —

- ◎ 1ヶ月の水道使用料は、基本料金に水道メーターの使用料が加算されます。
- ◎ 給水使用料が5立方メートル以下については基本料金の2/3の額にメーター使用料が加算されます。
- ◎ 使用を休止している間(閉栓)は、基本料金の半額にメーター使用料が加算されます。
ただし、休止または廃止の届出がない時は全額徴収されます。

沓形地区の水道使用料は
2ヶ月ごと
の請求となります。

☆料金のお支払いは、便利な**口座振替**で！
口座振替のお申し込みは、希望の金融機関(稚内信金利尻支店・沓形漁業協同組合・仙法志漁業協同組合・沓形郵便局)の窓口に①通帳・②届出印を持参いただければ、簡単に手続きができますので、ぜひご利用ください。

ホテル利尻無料入浴券が変わります

現在70歳以上の高齢者、心身障害者、母子世帯に交付されているホテル利尻無料入浴券が、4月1日より下記のとおり変わります。

- | | |
|--|---|
| <p>① 70歳以上の高齢者(利尻町民で70歳以上の高齢者)
⇒無料バス券を提示し、100円負担</p> <p>② 心身障害者(利尻町民で身障手帳の交付を受けた方(1~6級)、療育手帳の交付を受けた方)
【介護者有】⇒入浴利用券(緑色)を提示し、100円負担(介護者も同様)
※介護者単独での入浴はできません
【介護者無】⇒入浴利用券(緑色)を提示し、100円負担
【小学生】⇒入浴利用券(水色)を提示し、50円負担</p> | <p>③ 母子世帯(利尻町民で母子世帯(配偶者のいない女子で現に児童を養育している方)
【母及び中学生以上の子】
⇒入浴利用券(ピンク)を提示し、100円負担
【小学生】⇒入浴利用券(水色)を提示し、50円負担</p> |
|--|---|

ご利用される方は、無料バス券または入浴利用券をご持参のうえご利用願います。

※詳しくは役場保健福祉課福祉係までご連絡ください。 TEL 01638-4-2345

博物館発行民謡情報

●民謡集『うり家札』

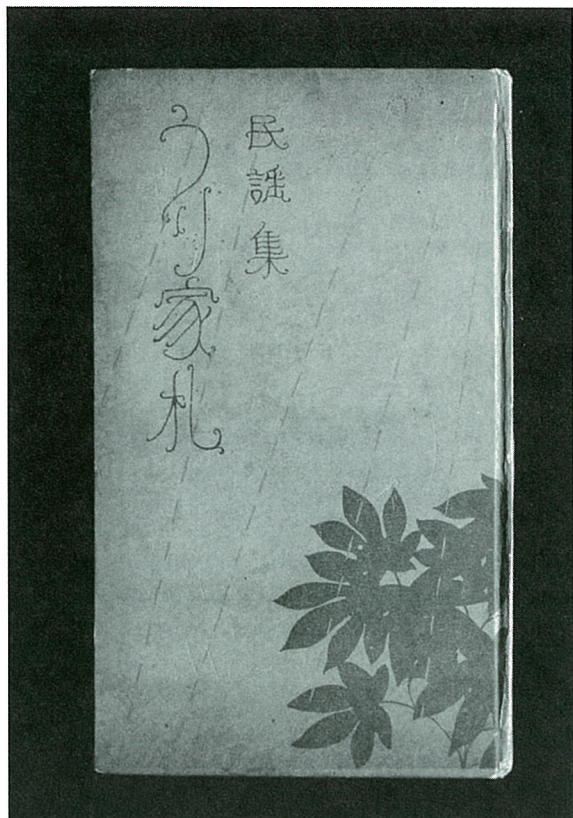
平成十五年は時雨音羽が香形村役場を退職し大正七年十九歳で東京に出てから八五年となります。今年も時雨音羽調査を続けています。

博物館で持っている時雨音羽の本は『島ものがたり』、民謡集『うり家札』、民謡詩集『出船の港』など九冊。こ

のうち発刊年がもっとも古いのは民謡集『うり家札』です。発行年は大正十三年五月二

五日で、この本の中表紙には「時雨音羽」ですが、奥付は「著作者 池野音吉」となっています。

野口雨情が序文で「民謡を無視して郷土芸術はない。民



謡は郷土が有する唯一の情緒詩である」と書いています。時雨音羽は序文に「唄ひたくて唄ひたくってならぬ気持がそのまま筆を傳わつてこの集となりました」と書きました。

大正十三年三月にはすでに文藝春秋三月号に「樹下の一夜」を投稿していました。そして「うり家札」。

翌十四年は民謡詩集『花を滲ませて』、雑誌キングに民謡詩「朝日をあびて」（後の「出船の港」）、同十五年にはキングに民謡詩「金扇」（後の「銚をおさめて」）を発表。

こうして時雨音羽は流行歌の時代に深く関わっていきま

す。その出発点となった『うり家札』。序文の野口雨情との出会い。出船の港や銚をおさめてを作曲した中山晋平との出会い、大蔵省に勤めながらの民謡詩づくり。

時雨音羽の思いとまなざしは何だったのでしょうか。時雨音羽調査はまだ続きます。

当座預金・普通預金・別段預金は平成17年3月末まで引き続き全額保護されます！

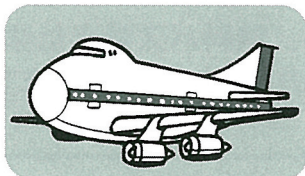


- ◎定期預金等については、これまで同様、元本1000万円までとその利息等が保護されます。それを超える部分は、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます。（一部カットされることがあります。）
- ◎平成17年4月以降は、当座預金等の利息のつかない預金が全額保護されることとなります。
- ◎預金保険制度、農漁協系統貯金保険制度ともに同様の取扱いがなされます。

※詳しくは、金融機関の窓口、預金保険機構、財務局にお問合せ下さい。

【旭川財務事務所 TEL 0166-26-4151】

4月の空



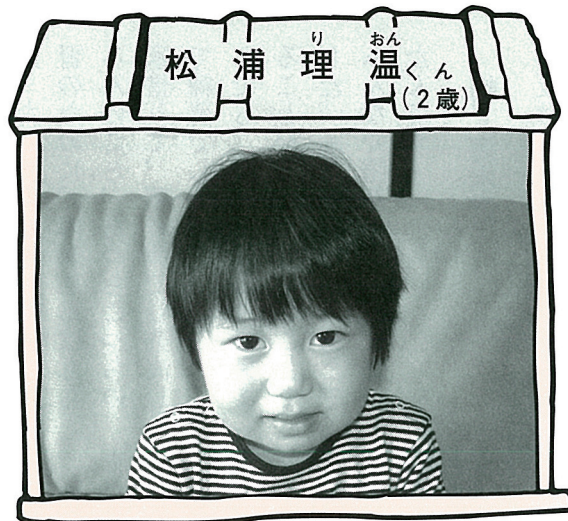
飛行機運航時刻表（4/1～4/30）

①利尻発12:40 → 千歳着13:45	①千歳発11:15 → 利尻着12:15
①稚内発09:05 → 千歳着10:10	①千歳発14:15 → 稚内着15:20
①稚内発12:10 → 丘珠着13:00	①丘珠発07:45 → 稚内着08:35
②稚内発15:45 → 丘珠着16:35	②丘珠発10:55 → 稚内着11:45

平成版

わが家のアイドル

124



仙法志字元村
父：伸さん
母：玲子さん

♡お母さんからひとこと
いつも元気でトトロが大好きな帆奈美！これからも笑顔がすてきな優しい女の子でいてネ！

杓形字神居
父：文 聡さん
母：宏 美さん

♡お母さんからひとこと
元気に育ってネ！

パスポートを申請される方へ



平成15年4月1日から
パスポート申請に「住民票」の提出が
不要となりました！

平成15年4月1日からパスポート申請に「住民基本台帳ネットワークシステム」を利用することが可能となり、道内に住民票のある方が、道内のパスポート窓口で申請をする場合は、原則、住民票の提出が不要となりました。パスポートを申請する際は、ご自分の「住民票コード」をご確認願います。詳しくは、最寄のパスポート窓口にお問い合わせください。

【連絡先】
北海道パスポートセンター TEL 011-219-3388

高齢者講習
週3回実施

5月～9月の第4日曜日は
日帰りで講習できます！

従来の講習は第1・第3日曜日の実施でしたが、4月から第4日曜日についても実施されます。

【4月・10月～3月】

【5月～9月】

第1日曜日：午前9時～ 第1日曜日：午前9時～
第3日曜日：午前9時～ 第3日曜日：午前9時～
第4日曜日：午前9時～ 第4日曜日：午前11時～

※自動車学校のご好意により送迎バスが運行します

〔フェリーターミナル発 10時40分〕

講習会場：稚内自動車学校（稚内市声間4丁目）

TEL 0162-26-2121

【お問合せ先】 杓形駐在所 TEL 01638-4-2110

利尻の語り (175)
踊りと
崎の思い出

語り 佐伯 ハマさん

藤間流の踊り習い

戦後まもない昭和二一年から二三年頃、杵形に藤間流の踊りのお師匠さんがいたので、今の杵形字本町の若い女の人達を中心に習って踊りを習ったの。

その頃は今と違って部屋のなかで一人で遊ぶてことがなくて、みんなで何かをする、習うということが普通だったんです。一緒に習った人達は

本町の近所の女性で、普段はお医者さんの博愛さんの家を借りて習ってたんですよ。

年に一度、温習会、踊りの発表会が杵形劇場であったんです。杵形劇場は、今の利尻電業の住宅のある場所でした。私たち踊りの弟子たちは年に一度の発表会でとても緊張し

ました。温習会には蘭泊や栄浜など杵形じゅうの人が集まってきたり、踊れるかどうかとても心配でした。た

くさんの人達が集まってくれたのは、娯楽なんてなかった時だったから、集まること

が楽しかったんだと思います。私が覚えてるのは二人で踊った「我妻八景」です。練習のために、博愛さんはもち

ろんのこと、あっちこちの家借りて、蓄音機で音楽流して練習でした。でも、練習でみんなで集まることがとても楽しいこと

崎で海水浴

夏は天気になると泳げる人、遊びたい人は海に行つたんで

す。踊りのみんなで海に行つて写真を撮ろうというので、崎に行つたんです。崎とは今のどんと岬、杵形岬のことです。その頃、みんなは崎って

言っていました。このころは崎でウニやアワビがたくさん採れました。友達

達が言つたのは、男の人が海に入る時は、桶に紐をつけて浮かばせて潜つて、アワビの小さいのを見つけると「磯

のアワビの片思い」と言つて桶にアワビを入れて女の子にくれるのだそうです。それを焼いて食べるのがとても美味しいと言つてました。踊りや崎の海水浴は、戦後

語り 佐伯ハマさん 大正十四年九月二八日、杵形で生まれる。佐伯さんに九歳で養女に入り、杵形小学校高等科を卒業して札幌女子高等技芸学校に進学。昭和十七年三月利尻に戻り杵形小学校教員となる。昭和二〇年家業の薬店を継ぐため退職。現在に至る。探訪 平成十五年三月四日



踊り子たちの崎での海水浴 昭和22年頃

◆ 検診のお知らせ ◆

今年度も対がん協会による各種検診を次の日程で行います。
 年をとってからも健康な生活を送るためには、若いころから病気を予防したり
 病気を早めに発見して治療することが大切です。
 健康な生活を送るため一年に一回は検診を受けてみませんか？

☆女性検診（子宮・乳がん合同検診）

日 程	4月20日(日)午前	利尻町公民館
	4月20日(日)午後	交流促進施設どんと
	4月21日(月)午後	交流促進施設どんと
申込期間	4月18日(金)まで只今受付中です。	
料 金	子宮・乳がん検査	2,000円
	経膈超音波検査	500円
	乳がんレントゲン検査	2,600円
	骨密度検査	1,500円

☆総合検診

日 程	5月10日(土)	利尻町公民館
	5月11日(日)	交流促進施設どんと
	5月12日(月)	交流促進施設どんと
申込期間	4月21日(月)～5月8日(木)	
料 金	基本検診	3,000円
	胃腸病検診(69歳まで)	1,700円
	(70歳以上)	1,100円

検診を希望される方は、保健福祉課保健指導係(TEL 4-2345)または、仙法志支所(TEL 5-1011)にお申し込みください。

また、上記の日程で都合の悪い方は、通年にわたり利尻島国保中央病院でも検診を受けることができます。申込みなど詳しいことは、保健福祉課保健指導係までお尋ねください。

消防だより No.314 【消す心 置いてください 火のそばに】

利尻町消防団活性化事業



3月2日、消防団活性化事業が夢交流館で開催されました。

浜口団長以下72名が参加し、ホース取り扱い訓練や、心肺蘇生法を行った後、分団対抗フットベースボールで汗を流し交流を深めました。

結果はつぎの通りです。

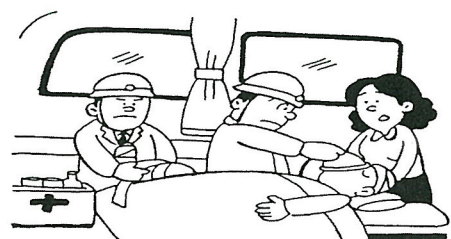
- 1位 第2分団
- 2位 第6分団
- 3位 第1分団

救急車内の処置内容



酸素吸入及び血圧測定をしている模様

患者を救急車内に収容後、初期治療に役立てるため医師からの指示により、意識状態・血圧・呼吸・脈拍・心電図を測定し医師へ報告しています。



2月の火災・救急出動件数 火災 0件 救急 14件

無火災日数

九百四十五日（三月十日現在）

ぴいぷる

はじめまして！ベビー

2月26日 新 湊 長谷川琴音 (大 平)

はっぴい・うえでいんぐ

河野 伸克 (種富町)

3月18日



熊谷 千夏 (富士見町)

おくやみもうしあげます

2月22日 (沓)本町 澤谷市次郎 (90歳)

3月2日 (仙)本町 宝達 辰雄 (86歳)

■人の動き■

世帯数 1, 3 3 6世帯 (-3)

人口 2, 9 5 6人 (-4)

男 1, 4 1 2人 (-2)

女 1, 5 4 4人 (-2)

平成15年2月末現在
(住民基本台帳登録人口)

利尻島国保中央病院

産婦人科診療のお知らせ(予定)

(札幌医大産婦人科出張診療)

4月1日(火)~4月4日(金) 西川 鑑 先生

4月7日(月)~4月10日(木) 寒江 悟 先生

4月15日(火)~4月18日(金) 藤井 美穂 先生

4月21日(月)~4月24日(木) 遠藤 俊明 先生

4月28日(月)~5月1日(木) 北島 義盛 先生

受付は、午前中だけです。

問合せ 利尻島国保中央病院 (TEL 4-2626)

運転免許証更新時講習会

●日時 4月16日(水)

●場所 利尻島開発総合センター

●優良講習 午後5時30分より



※更新手続きをした方でなければ受講できません。

稚内警察署沓形駐在所 ☎4-2110

ご厚情に
感謝します

この度、次の方々から愛情銀行に金一封が預託されましたので、紙上を借りてお礼申し上げます。

(利尻町社会福祉協議会)

▼仙法志字御崎 根上正夫様
から、妻 百合様の病氣見舞い返しを廃して

▼東京都江戸川区 宝達讓二様から、父 辰雄様の香典返しを廃して

▼東京都府中市 清水幸子様から、父 相馬昇様の香典返しを廃して

春の交通安全運動

5月11日(日)~5月20日(火)

スローガン

“試されるあなたの運転この大地”

運動の目的

この運動は道民一人ひとりに交通安全意識の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

重 点

- 子供と高齢者の歩行中、自転車乗車中の交通事故防止
- 速度上昇に伴うスピードの出し過ぎ防止
- シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

地域ぐるみで
交通安全!

